

出雲市・斐川町合併協議会事務局参与設置規程

(設置)

第1条 島根県との調整を円滑に行い、また、専門的な助言を得るため、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に参与を置く。

(職務)

第2条 参与の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会に関する専門的助言及び調整
- (2) 合併市町村基本計画に関する専門的助言及び調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、出雲市及び斐川町の合併に関し必要な事項

(任期等)

第3条 参与は、島根県職員をもって充てる。

2 参与の任期は、協議会の解散の日までとする。

(費用弁償等)

第4条 参与の費用弁償の額及び支給方法に関しては、出雲市・斐川町合併協議会事務局規程の旅費に関する規定の例による。

2 参与に対しては、その職務を遂行するうえで必要な便宜供与を行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。